

総務委員会会議録

日時 令和6年2月1日(木) 開会時間 午前11時6分
閉会時間 午前11時20分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 渡辺 淳也 望月 大輔
清水喜美男 杉山 肇 飯島 修 久嶋 成美

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 関口 龍海 総務部次長(人事課長事務取扱) 小澤 清孝
総務部次長 安藤 明範 財政課長 行村 真生 行政経営管理課長 岩間 勝宏

議題(付託案件)

第56号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第8号)

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前11時6分から午前11時20分まで総務部関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部関係

※第1号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第8号)

質疑

山田委員 基本的に今回の件に反対するわけではなく、賛成でございます。その上で、今回のような訴訟について、もう少し詳細な説明をいただきたいということと、もう1つは、こういった訴訟があれば速やかに対応しなくてはならないということで、今回、臨時議会は間に合いましたが、その日数について、まずお伺いをしたいと思います。

岩間行政経営管理課長 今回の訴訟内容についてでございます。原告は、警察が行った長女の死体調査に関し、検視報告の一部が開示されなかったこと及び亡き長女のスマートフォンを警察が調査のために持ち帰り、操作した際に、破損したものと推認されるということから、検視報告の全部開示及び警察が亡き長女の死体調査にあたり撮影したスマートフォン画面の開示、並びに亡き長女のスマートフォンの復元を求め、令和5年11月に甲府地方裁判所に提訴したものでございます。

2つ目の御質問である日数でございますが、今回、県に訴状が到達したのが1月12日でございます。答弁書の提出期限が2月6日と指定されておりますので、今回は概ね3週間の中で、対応させていただいているところでございます。

山田委員 大体わかりました。

議決終了後、少し意見を言いたいことがありますので、本来は採決で終わりですが終了後、意見を言わしていただきたい。

桐原委員長 わかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

(山田委員意見)

山田委員 新たな提案ということではないのですが、いわゆる50万円プラス消費税ということについて、先ほど行政経営管理課長から説明があったように、弁護士選任の指針にありましたが、もともとこれができる経過は、例の県有地問題の6,600万円を予算流用したところから、双方が熱くなる中で、指針を決め、さらに、臨時会を開く時間がないということを行ったことに対し、議会がいつでも臨時会を開いていいですという経過があった。そのような中で、執行部は、こういうことも想定される中、その時には、都度、取り扱うという執行部側の提案があった。当時は双方、売り言葉に買い言葉的なやり取りの中、信頼関係が今日のように醸成されてない中で、起こった案件だと私は思っております。まさにこういう案件こそ、知事の専決、説明をする機会が必要と思われまじけれども、専決に馴染む案件ではないかと思っております。

かつて議会が流会したときに、500万円の損失だと言われて、それは何かといったら文書費だという経過があった。それで流会后、議会基本条例ができたのは、それはそれで非常に意味があり、また、文書費が500万円だったということで、タブレット委員会ができて、今日のペーパーレス化、今でこそ、このペーパーレスは、日本全国の最先端を行く議会になったと思います。ですので、500万円という数字が独り歩きしたこと、今回のような訴訟の50万円を決して天秤にかけるわけではないのですが、やはりこの重さ、バランスが私は悪いように思うので、再度、今は信頼関係が相当程度醸

令和6年2月臨時会総務委員会会議録
成されている状況なので、この機会に専決に馴染むようなものを議会側から、この総務
委員会でもちろん決めることではないと思いますけれども。

毎回、臨時会を開けば、形の上で500万円かかることに理論上はなってくるので、
臨時会を開く手前の例えば全員協議会とか、何かもう一段階位前のところで、説明を受
けて、納得できない場合であれば別ですが、よほどのことがない場合は、臨時会まで開
くことはしないということ、この機会に私は提案としたいと思いますし、それをぜひ、
皆さんが御賛同いただけるのであれば、今、議長もいますし、議運の委員長もいますの
でどこでそれを決めるのか代表者会議で決めるのかはともかくとして、委員長には、ぜ
ひそれを上申してもらえらる場面があればいいのかなと思います。

いかがでしょうかということ、総務部長には、前任のときのことですけれども、そ
れも含めて、御意見が賜ればと思います。

桐原委員長 山田委員の意見に対し、委員の皆さん何か意見があればお願いします。

杉山委員 山田委員の1つの意見として承って、それをまた、それぞれもう少しもんでもらって、
議運などに諮ってもらえればいい。ここでどうしようっていう話ではないと思うので、
とりあえず1つの意見として、承ればいいのではないですか。

桐原委員長 山田委員の意見として承ります。

関口総務部長 私は過去の経緯について不勉強なところはございますけれども、私から申し上げるの
は大変恐縮なことでありますが、そもそも県議会と当局というのは、二元代表制を保持
している関係上、常に当局としては、県政の企画や執行にあたって、県議会の皆様に厳
正な審査をいただいて、緊張関係を保持していく必要があると承知をしております。

一方で、先ほど山田委員からも御指摘がありましたように、特にこういった訴訟の追
行などについては、非常に限られた時間の中で、十分県側として、論点を整理する時間
的な余裕が必要であったり、もしくは、この県政の執行というのを少しでも遅滞なく進
めるためには、極力その手続きの合理化というの、改めて不断の見直しというのを行
っていくべきだろうと思っております。

また、これも軽視されがちでございますけれども、こういった機会を設けることで、
皆様の御負担、またその費用、そういったことも軽視せず、十分考慮しながら、当然な
がら、私どもの両者の信頼関係のもとで、一定の基準などが設けられれば、これは大変
ありがたいことだと考えております。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長
に委任された。

以 上

総務委員長 桐原 正仁